

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 4 月 22 日 (金) 第 305 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 歳入の徴収事務の委託 (文化振興課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 2
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局取扱い) 3

公 告

- 令和4年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 3
- 令和4年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 5
- 令和4年度製菓衛生師試験公告 (生活衛生課取扱い) 7
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 9
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 10

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 394 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例(昭和58年鹿児島県条例第6号)別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号
株式会社芙蓉商事

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鹿 児 島 県 告 示 第 395 号

指宿市岩本135番地 坂元広志及び指宿市新西方1456番地 岸下昇からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主として建網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業農村地域防災減災（ため池整備）（旧：県営ため池整備）（農業用排水施設整備及び農用地利用保全）大漣地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年4月25日から同年5月26日まで
- 3 縦覧場所
阿久根市農政課

鹿児島県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農地保全整備）（旧：県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止）））（農業用排水施設整備）鳴野原地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年4月25日から同年5月26日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志市都市計画下水道
 - (2) 名称 志布志市都市下水路
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和 4 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 4 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 通山芳之（公認会計士）
住所 鹿児島市川上町2750番地229
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

公 告

令和 4 年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和 4 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の場所、期日及び開始時刻
 - (1) 第 1 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和 4 年 7 月 24 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁舎屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

- (2) 第 2 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和 4 年 8 月 28 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484-2）		

鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
徳之島町生涯学習センター（大島郡徳之島町亀津2918番地）		

(3) 第3回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和4年12月18日（日）	午前9時

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 84円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

令和4年6月13日（月）から同年7月8日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

令和4年7月15日（金）から同年8月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

令和4年10月31日（月）から同年12月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるも

のまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受取り、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和 4 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和 4 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第 1 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和 4 年 7 月 3 日（日）	午前 9 時
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和 4 年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	令和 4 年 7 月 3 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町 8 番地13）	令和 4 年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町 1 番22号）	令和 4 年 7 月 8 日（金）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	令和 4 年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	令和 4 年 7 月 8 日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地 1）	令和 4 年 8 月 7 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 4 年 7 月 3 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 4 年 7 月 12 日（火）	

曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484－2）	令和 4 年 8 月 7 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	令和 4 年 7 月 31 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	令和 4 年 8 月 21 日（日）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番 3 号）	令和 4 年 7 月 10 日（日）	
徳之島町生涯学習センター（大島郡徳之島町亀津2918番地）	令和 4 年 7 月 13 日（水）	
せとうち物産館（大島郡瀬戸内町古仁屋船津31番地）	令和 4 年 7 月 20 日（水）	

(2) 第 2 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）	令和 4 年 9 月 4 日（日）	午前 9 時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和 4 年 9 月 14 日まで有効である法第 43 条の狩猟免許又は法第 51 条第 3 項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(㉠)から(㉣)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(㉠) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(㉡) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(㉢) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（㉠又は(㉡)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1 枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円（2,900 円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 84 円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と

朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

令和4年5月9日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

令和4年7月15日（金）から同年8月25日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和4年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和4年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

令和4年6月21日（火）午後2時から午後4時まで

2 試験の場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（製菓衛生師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和4年4月25日（月）から同年5月23日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和4年5月23日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課とする。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

肝属郡肝付町富山字上尾953番3及び953番3地先里道の一部、字中尾1136番3、1137番1、1145番1、1145番2、1146番、1147番1、1147番2、1148番1、1148番3、1149番、1150番1、1182番2、1182番5、1182番6、1183番1、1186番1、1186番3、1188番1及び1145番1地先里道並びに字割目1201番1、1206番1、1218番1、1220番、1222番1、1224番1、1224番2、1253番1、1257番1、1258番1、1258番2、1259番1、1259番2、1260番3の一部、1260番4の一部、1260番7、1260番9、1261番3の一部、1261番12の一部、1261番15及び1261番16の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市中央町35番地31

株式会社細山田商事

代表取締役 細山田良昭

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

複写機用再生紙（A4判） 9式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

令和4年3月8日

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

(1) 株式会社網中鹿児島支店

鹿児島市谷山港二丁目3番11号

1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,522.4円（鹿児島市地区分）

(2) 株式会社大黒紙店

薩摩川内市向田本町14番7号

1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,626.9円（日置・串木野地区分）、1,626.9円（始

- 良・伊佐地区分)
- (3) 株式会社文泉堂
南九州市穎娃町牧之内3000番地
1箱(2,500枚入り)当たりの単価1,645.6円(南薩地区分)
- (4) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町8番15号
1箱(2,500枚入り)当たりの単価1,595円(薩摩地区分), 2,002円(熊毛地区分)
- (5) 有限会社三昧堂商事
志布志市志布志町志布志三丁目10番10号
1箱(2,500枚入り)当たりの単価1,727円(曾於地区分), 1,727円(肝属地区分)
- (6) 有限会社鹿児島事務機商会
鹿児島市甲突町12番18号
1箱(2,500枚入り)当たりの単価2,343円(大島地区分)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和4年1月25日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第22号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和4年4月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊佐未来会議山口ゆうじ後援会	山口 裕二	山口 陽子	伊佐市菱刈前目4458
とくだ要一後援会	得田 要一	得田 ツユミ	大島郡龍郷町嘉渡430

公安委員会公告

警備業施設警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和4年4月22日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 検定の種別及び級の区分
- (1) 施設警備業務1級
- (2) 施設警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
- ア 施設警備業務1級
令和4年8月18日（木）午前9時から午後5時まで
- イ 施設警備業務2級
令和4年8月17日（水）午前9時から午後5時まで
- ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

- (2) 実施場所
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）
 - (3) 受検定員
いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
- (1) 施設警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上である者
 - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 施設警備業務 2 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 施設警備業務 1 級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - ㊧ 法令に関すること。
 - ㊨ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - ㊩ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ㊪ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - ㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - ㊧ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ㊨ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 施設警備業務 2 級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - ㊧ 法令に関すること。
 - ㊨ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - ㊩ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - ㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - ㊧ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 4 年 5 月 23 日（月）から同年 6 月 3 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第 1 条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 施設警備業務 1 級
 - ㊦ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）
1 通
 - ㊧ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月

日を記入したもの） 2葉

- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (オ) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 施設警備業務2級

- (ケ) 検定申請書 1通
- (ク) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (コ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (カ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

施設警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）